

令和2年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）（変更版） (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1 背景及び目的

ニホンジカは古くから千葉県内に生息していたが、農地の拡大や高い狩猟圧により昭和30年代には絶滅が危ぶまれる状態となった。そのため、国が狩猟を禁止していたメスジカに加え、県では昭和36年からオスジカの狩猟禁止を実施した。しかしその後、保護対策の継続と大規模な森林伐採、幼齢植林地造成等でニホンジカの好適な餌場環境が人工的に作り出されたことにより、生息数の増加や生息域の拡大が起こったと考えられている。昭和50年代には農林業への被害が発生したため、昭和61年から有害鳥獣捕獲等の対策が開始された。平成3年度には狩猟（オス）の一部解禁等を行い、さらに、平成17年4月1日に「第1次特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」を策定し、その計画の下、県および市町村による捕獲事業の実施や、狩猟（メス）の一部解禁など各種対策を講じてきた。

しかしながら、ニホンジカの分布域は拡大し、生息数、捕獲数ともに年々増加しており、平成30年度の推定生息数は約35,900頭、捕獲数は6,773頭といずれも過去最高を記録した。また、ニホンジカによる農作物被害は、平成30年度の被害金額が約2,200万円と平成29年度よりも約400万円増加し、平成28年度と同程度となり、依然として大きい状況にある。

このため、第4次第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の目標である適正な生息数を目指して、既存の市町村による有害鳥獣捕獲事業に加え、県が実施主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を平成30年度に引き続き実施する。本事業では、ニホンジカの生息域の縮小または拡大防止を目的とし、生息域の外縁部において捕獲を行うこととする。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

| 実施区域名 | 実施期間 |
|----------|---|
| 市原・大多喜区域 | 令和2年8月～令和2年12月31日 (うち捕獲作業を行う期間は120日程度とし、集中的に捕獲を実施する時期を設ける) |

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

| 実施 区域名 | 住所等 | 選定理由 | 他法令等 |
|--------------------|---|---|----------------------|
| 市原・大 多 喜 区 域 | 市原市 (ユニット I1・I2・I3・I4・I5)、大多喜町 (ユニット O9・O12)。ただし、狩猟期間以外は主に鳥獣保護区以外の地域、狩猟期間中は鳥獣保護区および特定獵具使用禁止区域 (銃器) に該当する地域。 | 対象地域ではここ数年間の捕獲数の増加が顕著であるため、これまで以上に集中的な捕獲を実施し周辺地域への分布拡大を防止する必要がある。 | 鳥獣保護区、特定獵具使用禁止区域(銃猟) |

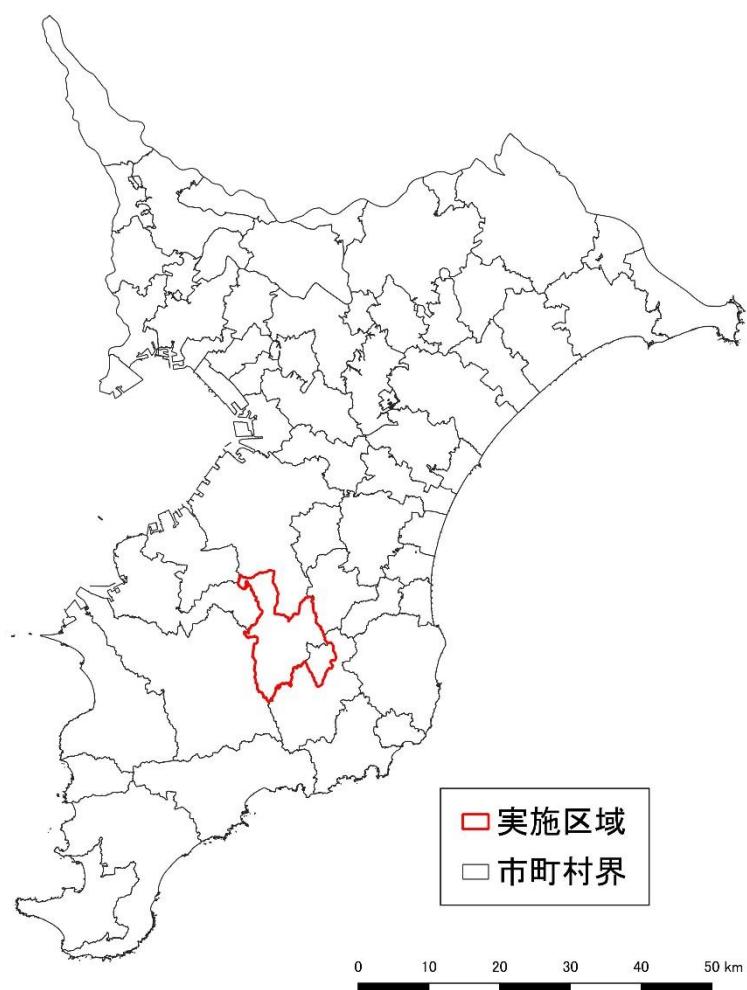


図 1 実施区域図（全体）

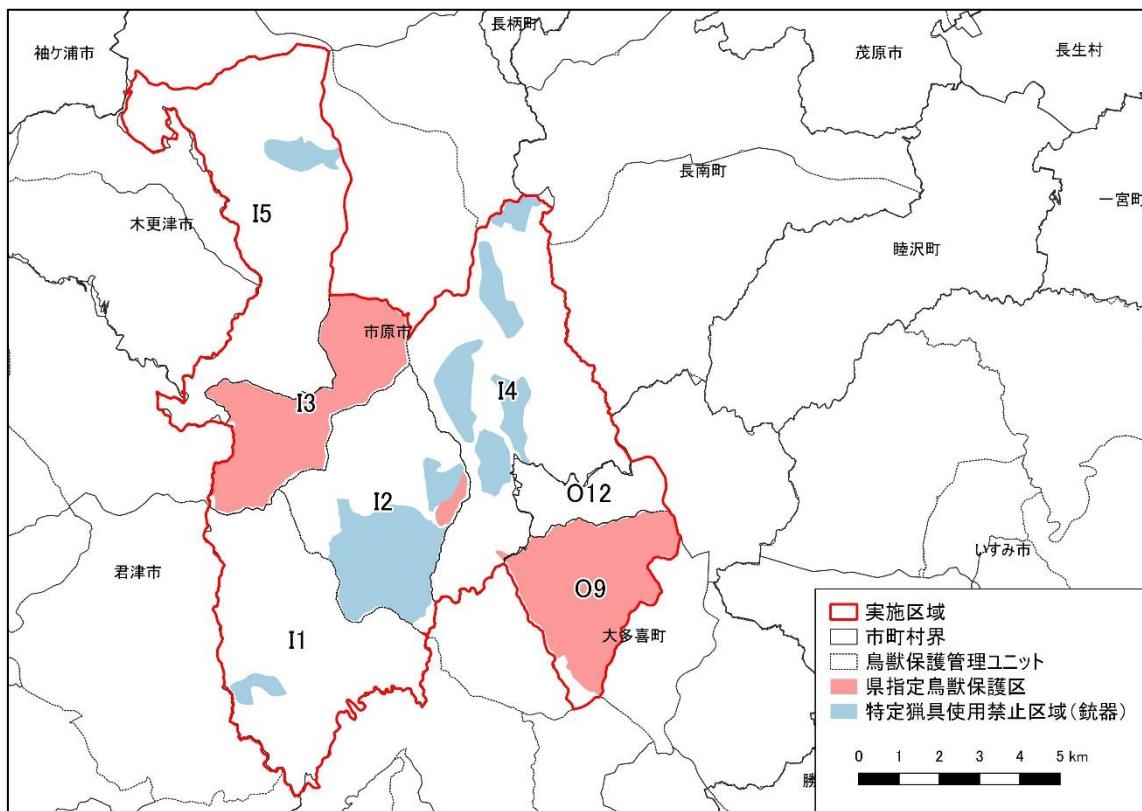


図2 実施区域図

※鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域（銃器）は、実施区域内のみ表示。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

| 実施区域名 | 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 |
|----------|----------------|
| 市原・大多喜区域 | 捕獲数 120 頭 |

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

（1）捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

| 実施区域名 | 使用する猟法 | 捕獲等の規模 |
|----------|---|----------|
| 市原・大多喜区域 | わな猟 銃猟（ただし、止めさしに限る。） ※止めさしのみに銃器を使用し、 捕獲個体は適切に処理するた め、鳥類の鉛中毒は発生し得な いことから、非鉛製弾の使用に ついては義務付けない | 100 箇所程度 |

②作業手順

(ア) 関係者との事前調整・作業実施の周知

捕獲の実施に当たっては、市町、土地所有者、住民、関係団体（猟友会等）と調整を図った上で、わなの設置場所等を決定する。市町及び関係者は、捕獲の実施に協力する。また、作業の実施前に、実施区域内の関係者・関係機関および本県に入猟する狩猟者に対し、十分な周知を行う。

(イ) 捕獲の実施

本事業は認定鳥獣捕獲等事業者に業務委託し、ニホンジカの捕獲を実施する。事業受託者は、作業の実施前に十分な安全管理体制を整える。また、捕獲の実施に当たっては、事前に痕跡を確認したり、自動撮影カメラを活用したりする等して確実に捕獲できる場所を選定し、わな設置地点の位置情報、周辺環境等の記録を行う。わなの見回り時は、わなの状況等の記録を行い、必要に応じて設置場所の移動、設置基数の変更、誘引のための給餌等を行い、捕獲の改善に努める。

(ウ) 捕獲個体の捕殺、捕獲情報の記録

個体が捕獲されている場合は、事業受託者は安全に留意し止めさしを行う（必要に応じて銃器を使用する）。捕獲個体については、所定の様式に従って、捕獲年月日、捕獲場所、止めさし方法、性別、齢クラス、体長、体重、後足長等を記録し、写真撮影を行う。捕獲個体は、実施区域の関係者と協議の上、埋設や焼却等適切に処理する。

(エ) 錯誤捕獲の場合の対応

ニホンジカ以外の動物が捕獲される可能性がある場合には、事業受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。特定外来生物が錯誤捕獲された場合は、法律に基づき適切に処分する。

(オ) 捕獲情報の収集および評価

県は、事業受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、専門家の意見も踏まえ事業の評価を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業主体】千葉県

【実施形態】委託

【委託範囲】ニホンジカの捕獲

【委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者

【事業の実施体制】

捕獲実施時期が狩猟期間と重複するため、事故が起こらないよう安全管理には入念な注意を払う。県および事業受託者は関係者との連絡体制を整え、安全かつ効率的な業務遂行に努める。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・県および事業受託者は、事業を実施する前に、各市を通じて住民や関係者に対し事業内容について十分な周知を図る。周知の方法については、各市と協議した上で決定する。
- ・受託者は、事業実施区域に注意喚起看板を設置し、必要に応じて立入規制措置を行う事で住民の安全を確保する。
- ・自然観察会の散策コース等、地元住民以外が頻繁に入林する可能性が高い場合は、わなの設置を避ける等の配慮を行う。
- ・捕獲実施期間中は毎日の見回り、もしくは同等の捕獲確認措置を徹底する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・受託者は、捕獲事業者の証明となる従事者証を常に携帯する。
- ・墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を行わない。
- ・止めさしで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・連絡用無線機を使用する場合は、電波法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・くくりわな設置の際には、わな本体及びわな周辺部の見やすい場所に標識を設置する。
- ・埋設処分や血抜きを行う際には、事前に土地所有者若しくは土地管理者の了承を得るとともに、水源等への影響が無いように配慮する。

(3) 地域社会への配慮

- ・関係機関に対して、猟法、わな基數、設置場所、作業期間、実施人数等の詳細について情報提供を行い、地域社会との軋轢が生じないよう配慮する。
- ・地域関係機関に対して、捕獲の結果と評価を示し、本事業の必要性について理解が得られるよう努める。